

岩手県職員（工業技術研究職員（産業デザイン））募集要項

令和4年7月
岩手県

1 職種、採用予定人員及び職務内容等

職種	採用 予定人員	職務内容等
研究 職員	1名	次の勤務先において、技術支援を行うため産業デザインに関する研究開発業務その他に従事します。 【勤務先】県の各機関、地方独立行政法人岩手県工業技術センター等

2 応募資格

大学において「デザイン工学」、「プロダクトデザイン学」、「生活デザイン学」（類似する科目を含む。）のいずれかを履修し、次のいずれかに該当する者

- ① 大学院博士課程修了者（修了見込みを含む。）で「デザイン工学」、「プロダクトデザイン学」、「生活デザイン学」に関連する分野を専攻したもの
- ② 大学院修士課程修了者で、「デザイン工学」、「プロダクトデザイン学」、「生活デザイン学」に関連する分野を専攻し、修了後、民間企業等で「デザイン」に関連した研究業務若しくは開発業務を概ね3年以上経験したもの
- ③ 大学を卒業後、民間企業等で「デザイン」に関連した研究業務若しくは開発業務を概ね5年以上経験したもの

※ 令和5年4月1日現在の満年齢が59歳までの方が対象になります。

※ 次の各号のいずれかに該当する方は、応募できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 岩手県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

なお、日本国籍を有しない方も受験できます。（「日本国籍を有しない受験希望者の皆さんへ」をお読みください。）

3 応募受付期間

令和4年7月13日（水）から令和4年8月12日（金）までとし、郵送の場合は8月12日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

4 応募手続

応募者は、次の書類を「岩手県総務部人事課」（〒020-8570 ※住所の記載は必要ありません。）に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「岩手県職員（工業技術研究職員（産業デザイン））応募」と朱書きし、簡易書留扱いで送付してください。

- (1) 履歴書（所定の様式による用紙を使用し、最近3か月以内に撮影した上半身正面縦4.5cm、横3.5cmの写真を貼付したもの）＜別紙様式1＞ 1部
- (2) 大学等の卒業証明書及び学業成績証明書 各1部
- (3) 大学院の修了証明書及び学業成績証明書（該当者に限る。） 各1部
- (4) 大学教授等の推薦書＜別紙様式2＞ 1部
- (5) 職務経歴書（該当者に限る。）＜別紙様式3＞ 1部
- (6) 卒業研究・制作、卒業論文、修士論文、博士論文（以上については該当者に限る。）、作品帳などデザイン技術を示すもの（一次選考後に返却、デジタルデータも可）、学会誌等への掲載論文、卒業制作、職務研究論文等の業績一覧＜別紙様式4＞ 1部

- (7) (6)の論文から選択した1論文の要旨(A4用紙、1枚1,600字以内) <別紙様式5>… 1部
 (8) 岩手県が指定するテーマに基づく「応募論文」
 (A4用紙、1枚1,600字以内) <別紙様式6> …………… 1部
 テーマ:『岩手県工業技術研究職員を志望する理由と、採用後、産業デザイン分野でどんなことに取り組んでみたいか、どんな面で自分の力を発揮できるか。』

5 考査方法、考査日時及び場所

選考区分	考査方法	考査日時・場所
一次選考	○書類選考等 提出された書類に基づき、応募資格に合致した要件を具備しているかどうか、採用職種にふさわしい研究内容かどうか、応募論文が優れているかどうかなどについて審査します。	
二次選考	1 適性検査(職務遂行上必要な適性についての考査) 2 人物考査(公務員としての適格性についての考査)	令和4年9月25日(日) 岩手県庁等(一次選考の合格者が選考考査の対象となります。)

6 合格通知

- (1) 一次選考の結果については、概ね令和4年9月中旬に、その合否を通知します。
 なお、一次選考の合格者には、併せて二次選考の考査の時間及び場所を通知します。
 (2) 二次選考の結果については、概ね令和4年10月中旬までに、その合否を通知します。
 なお、二次選考の合格者には、採用内定者として必要な手続を通知します。

7 勤務条件等

- (1) 給与
 初任給は、採用者の経歴、その他を勘案の上、決定されます。
 大学院博士課程修了直後に採用された者の初任給は、月額226,700円程度となります。(令和4年4月現在、研究職給料表適用)
 このほか、採用された職員や勤務の状況に応じて、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当などが支給されます。
 なお、民間給与の動向に応じて、別に給与の改定が行われる場合があります。
 (2) 勤務時間
 原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。
 (3) 休暇
 年次休暇、病気休暇、結婚休暇、夏季休暇などの休暇制度があります。

8 考査結果の開示

考査結果については、個人情報保護条例(平成13年岩手県条例第7号)第23条第1項の規定により、口頭で開示請求をすることができます。
 開示請求を行う場合には、受験者本人であることを明らかにする書類(運転免許証、旅券等の本人の顔写真が貼付されたもの)を持参の上、受験者本人が開示場所まで直接おいでください。
 なお、電話、はがき等による開示請求はできません。

区分	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
一次選考	一次選考受験者 (本人に限る。)	得点及び順位	二次選考合格発表の日から起算して1月間(受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)	行政情報センター (岩手県庁1階)
二次選考	二次選考不合格者 (本人に限る。)	総合得点及び総合順位		

9 その他

- (1) 採用予定日は、令和5年4月1日です。ただし、この日以外の日に採用されることがあります。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等の諸般の情勢によっては、本募集要項に記載の日程等が変更される場合があります（県公式ホームページ等でお知らせします。）。
- (3) 詳細については、岩手県商工労働観光部商工企画室管理担当（TEL019-629-5526）にお問い合わせください。

《応募先：応募書類提出先》 岩手県総務部人事課人事担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
TEL019-629-5071

《詳細の問い合わせ先》 岩手県商工労働観光部商工企画室管理担当
TEL019-629-5526

日本国籍を有しない受験希望者の皆さんへ

- 1 試験問題、試験の方法は、日本国籍を有する者と同一です。
試験問題は、日本語による出題です。解答も日本語でさせていただきます。
- 2 採用時に就職に制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。
- 3 日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。
詳しくは、岩手県総務部人事課（019-629-5071）にお問い合わせください。

以上のことを考慮の上、受験申込みをしてください。